

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行規則の運用及び解釈について

(43 化第 151 号 昭和 43 年 2 月 12 日)

改正 43 化第 222 号 昭和 43 年 2 月 29 日

43 化第 652 号 昭和 43 年 5 月 11 日

43 化第 1085 号 昭和 43 年 7 月 27 日

44 化第 184 号 昭和 44 年 2 月 15 日

44 化第 460 号 昭和 44 年 4 月 17 日

45 保第 884 号 昭和 45 年 11 月 30 日

48 鉱局第 83 号 昭和 48 年 1 月 31 日

50 資序第 3365 号 昭和 50 年 3 月 28 日

51 立第 1595 号 昭和 51 年 7 月 1 日

54 立局第 517 号 昭和 54 年 8 月 31 日

54 立局第 682 号 昭和 54 年 12 月 27 日

56 立局第 404 号 昭和 56 年 6 月 5 日

57 立局第 23 号 昭和 57 年 1 月 22 日

57 立局第 570 号 昭和 57 年 11 月 15 日

59 立局第 474 号 昭和 59 年 7 月 25 日

61 立局第 381 号 昭和 61 年 6 月 9 日

63 立局第 946 号 昭和 63 年 11 月 21 日

元 資序第 13807 号 平成 元 年 11 月 22 日

4 立局第 389 号 平成 4 年 11 月 20 日

8 立局第 547 号 平成 8 年 10 月 11 日

平成 09・03・31 立局第 77 号 平成 9 年 4 月 1 日

平成 09・09・29 立局第 3 号 平成 9 年 11 月 20 日

平成 12・03・30 立局第 9 号 平成 12 年 4 月 1 日

平成 12・04・17 立局第 2 号 平成 12 年 4 月 17 日

平成 19・07・25 原院第 6 号 平成 19 年 7 月 27 日

第1条(定義)関係

1. 貯槽について

法では高圧ガスが充てんされるものをすべて「容器」として表現している（例えば法第2条）が、本規則では、高圧ガス保安法第41条第1項に規定する容器を「容器」とし（規則第1条第2項第3号）、地盤面に対して移動することができないものであってバルク貯槽以外のものを「貯槽」とした。

第2項第1号中「地盤面に対して移動することができないもの」とは、常時地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば配管等と一時的に接続されている容器は含まれない。

2. 貯蔵能力について

「貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には供給管若しくは配管又は集合装置により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、供給管若しくは配管又は集合装置により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力の合計をいう。

第2項第5号中「貯槽又はバルク貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重」とは、液化石油ガスが使用される場合に、当該ガスの過程において通常なりうる、最高の温度における液化石油ガスの比重をいうが、「液化石油ガスの成分」、「通常なりうる最高の温度」等について不明確な場合が多いので、次のように統一して運用されたい。

本号の「常用の温度における液化石油ガスの比重」は、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガス比重」として保安距離を算定する。この場合、当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合はブタンが貯蔵されるものとして、また成分が不定の場合は比重の最大のものが貯蔵されるものとして算定する。

3. 第6号イに定める学校、ロに定める病院及びニに定める施設には、校庭、病院の庭等は含まれる（当該学校、病院等に液化石油ガスを供給するための貯蔵設備及び充てん設備に適用する場合を除く。なお、当該学校の校庭、病院の庭等内に貯蔵設備を設置する場合には、当該施設を利用する者が通常通行しない場所に設置する等、保安の確保に努めるよう指導されたい。）。

4. 第6号ハ中「その他これらに類する施設」とは、野球場、図書館等観覧の用に供するものをいい、「収容定員」とは、あらかじめ建築物の面積等により、定まっている収容することができる人員をいう。

5. 第6号ト中「1日に平均2万人以上の者が乗降する駅」とは、年間の総乗降客を1日平均して2万人以上となる駅をいい、「駅の母屋及びプラットホーム」には貨物専用のものは含まれない。

また、プラットホーム等に屋根があるか否かは問わない。

6. 第6号チ中「建築物」は、土地に定着する工作物であって、

① 「屋根及び柱又は壁を有するもの」

② 「観覧のための工作物」並びに

③ 「地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設」をいう。

しかし、イからトまでに掲げる機能を有する建築物、例えば1日2万人未満の人が乗降する駅、収容人員300人未満の劇場はチの「建築物」としては規制されない。

すなわち、チの「建築物」は上記の建築物①②③のうち、①及び③の一部となる。（観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設ける興行場は、ハに掲げる機能を有する。）

また、アーケードのみにより連絡された商店街は一つの建築物ではない。「不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物」とは、いわゆる第三者の出入りする建築物をいい、キャバレー、ボーリング場、結婚式場、礼拝堂、ドライブイン、レストラン等が含まれる。

一つの建築物の一部に「不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物」があれば、当該建築物全体が第1種保安物件となる。

「その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上のもの」については、例えば1室が喫茶店、1室が事務所、1室が衣料品店である建築物において、喫茶店の床面積（収容される者が専ら使用するろう下、便所等の床面積を含む。）及び衣料品店

の床面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ 以上となる場合には、当該建築物全体が第1種保安物件となる。

7. 第7号中「住居の用に供するもの」とは、人が寝食する建築物（具体的には、寝具、炊事設備及び便所があることをいう。）をいい、例えば別荘、飯場の仮設宿泊所、工場の宿泊室等は含まれ、運転手の仮眠所、守衛の詰所等は含まれない。

なお、一つの建築物の一部分が住居の用に供するものである場合、当該部分がその他の部分と明確に区分して認識（例えば渡りろう下、壁等による区分）されない限り当該建築物全体を第2種保安物件とする。

また、「販売所の存する敷地」とは、登録申請に際して添付された図面に記載されている敷地をいうが、当該敷地内に第三者が居住する住居が新設された場合にあっては、当該住居の敷地及びこれに付帯する敷地は「販売所の存する敷地」には含まれないこととする。

8. 残ガス容器について

残ガス容器とは、第10号の充てん容器以外の容器であって、残存しているガスが気体の状態のガスのみであり、その圧力が温度35度において1メガパスカル未満である場合の容器は含まれないが客観的に反証のない限り、充てん容器以外の容器は残ガス容器と推定して取扱うものとする。

第3条（供給設備）関係

- 「貯蔵設備」とは、バルク貯槽、貯槽若しくは集合装置又は供給管に連結された容器により、液化石油ガスを貯蔵しているものをいう。
- 「これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管及び対震自動ガス遮断器等をいう。

第4条（販売事業の登録申請等）関係

- 「販売所」とは、販売に係る事務等を行うスペースを有し、建物の中にあるものという。したがって、車両や容易に移動できる天幕、下宿等はこれに該当しない。
- 第2項第1号の図面には、適宜、最寄駅等より販売施設に至る経路を記入する。
- 第2項第2号の書面は、規則第11条第2項に規定する状況を証する書面を添付することであるから、高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、同法第16条第1項の許可書の写し、委託契約書の写し等がこれにあたる。
- 第2項第3号の内容を記載した書面は、登録申請時における販売所ごとの予定事項を記載すること。また「販売予定地域」は、当該液化石油ガス販売事業者が販売所ごとに販売しようとする一般消費者等の分布している地域を「○○県○○市○○町の区域」というように記載させること。
- 第2項第4号の書面は、規則第6条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面（保険証券、約款及び領収書の写し、又は付保証明書等）とする。
- 第2項第6号中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員等をいい、株式会社の監査役は法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。

第6条（損害賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置）関係

本条の保険契約において、保険の契約者は必ずしも法第3条第1項の登録の申請者自

身でなくてもよい。すなわち、申請者 A のために、他の者 B が A を被保険者とする損害賠償責任保険契約を保険会社 C と締結し、保険料は B が支払うものでもよいが、A が液化石油ガスの災害により他人に被害を与える、その賠償を行わなければならない場合の支払について、規則第 6 条各号以外の条件が付されていないものでなければならぬ。(例えば、A が B から購入した液化石油ガスによる災害の場合にのみ、支払われるような条件が付されていてはならない。)

第9条（販売所等の変更の届出）関係

1. 第 2 項中「貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更」とは、規則第 11 条第 2 項各号に掲げる事由を変更した場合のほか、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる場合の委託先が変更となった場合をいう。
2. 第 2 項中「支払能力を変更」とは、販売所を新設した場合で新たに損害賠償責任保険を追加加入した場合、損害賠償責任保険の付保額を変更した場合又は損害賠償責任保険の加入先を変更した場合をいう(加入先から付保証明書が登録行政庁に送付される場合を除く。)

第10条（承継の届出）関係

承継に伴って販売所等の名称の変更があった場合は、届書にその旨付記させる。

第11条（貯蔵施設）関係

1. 第 1 項中「販売所ごとに」とは、それぞれの販売所に属する貯蔵施設が必要である旨である。
この場合、販売所に属するといえるためには、その貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵量の決定及びその出し入れ、その他その管理の権限がその販売所にあることを要する。
 2. 販売所に属する貯蔵施設とは、販売所と同一敷地内にあること、又は敷地を異にする場合には次に掲げる要件に適合する販売所から 5 km 以内に設置されるものであることをいう。
 - (1) 通常の状態において 10 分以内に到着できる車両を有していること。
 - (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 36 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設にさく、へいを設け施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること。
 - (3) 共同の貯蔵施設にあっては、販売事業者ごとに当該販売事業者がその貯蔵施設として占有する範囲を明確に不燃材(さく、くさり等)で区分するとともに、貯蔵施設ごとに必要な器具類は専用のものを備えていること。
 - (4) 共同の貯蔵施設にあっては、賃貸借契約等により管理責任が明確にされていること。
 3. 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 14 号)による改正前の法第 11 条ただし書の許可を受けた販売所で、以下の要件により許可を受けた貯蔵施設については、なお、従前どおりとする。
- (要件)

販売所から 50 m 以内の場所に面積 3m² 未満の貯蔵施設を所有又は占有する場合であって、次に掲げるすべての条件に適合する場合

- (1) 顧客である消費者数が 100 戸以下であって、都市ガスの普及している都心部又は人口減少の続いている山間部のように、今後消費者数が増加する可能性がない地域に販売所があること。(「顧客である消費者数が増加する場合には、貯蔵施設の面積は $S=0.02 A$ の式で算出した面積以上に拡大すること。」の旨の念書がとられていること。)
- (2) 容器置場の面積が 1.5 m² 以上であって、かつ、次の式で算出した面積以上であること。

$$S=0.02 A$$

(S : 面積 (単位 m²) A : 消費者数)

4. 2 以上の販売所で一つの貯蔵施設を共用することは差し支えない。ただし、1. の要件に適合することが必要なことは当然であり、2 以上の販売所が別々の企業の場合には、この点の審査をとくに十分に行い、また、それぞれの使用部分を明確にさせること。

なお、面積は 3 m² に販売所の数を乗じたものを下回ってはならない。

5. 面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。同一敷地内の貯蔵施設については合算して 3 m² 以上であればよい。また、一般消費者等以外の者に販売する液化石油ガスの貯蔵の用にも供するものであっても、面積は販売所ごとに 3 m² 以上でよい。この場合一般消費者等に販売するものとその他のものとを区分する必要はない。

また、一般消費者等に販売する液化石油ガス以外の高圧ガスの貯蔵をあわせて行う場合には、一般高圧ガスの貯蔵に供される部分を除いて 3 m² 以上が必要である。一般高圧ガス保安規則第 3 条第 2 項第 42 号により、液化石油ガスと区分して貯蔵しなければならない。

なお、同一敷地内に貯蔵施設又は高圧ガス保安法の容器置場（液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）が複数ある場合にあっては、当該貯蔵施設及び容器置場の合計面積により、規則第 14 条第 2 号の第一種施設距離及び第二種施設距離を算定する。

6. 第 2 項第 3 号中「現に引き渡すことにより」とは、この号に限り、容器を一般消費者等の消費先に置くことをいい、質量販売又は体積販売を意味する。また、「全量委託」とは、通常の販売行為における配送、保管等を意味し、災害の発生のおそれがある場合等におけるやむを得ない保管、引き取り等はこれに含まれない。

7. 第 2 項第 3 号イ中「第一種製造者」及びロ中「第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者」への委託については、高圧ガス保安法第 5 条第 1 項及び同法第 16 条第 1 項の許可を受けた者のほか、当該許可を受けた者と資本関係にある配送事業者に対し、配送を委託している場合も含むものとする。なお、この場合規則第 4 条第 2 項第 2 号の書面には、配送事業者との委託契約書の写しのほか、配送事業者と第一種製造者又は第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者との関係を示す書面の添付が必要である。

第13条 (書面の記載事項) 関係

1. 第1号中「責任に関する事項」としては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関の保安上の責任を有する範囲等を記載させる。
2. 第2号中「責任に関する事項」としては、消費設備に係る一般消費者等の保安上の責任について記載させる。
3. 第3号中の「計量の方法」としては、計量法第10条、第12条(特定商品の計量)の規定又は第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)の規定に従う旨及びいわゆるメーター販売の場合は検針の日等検針の方法を記載させる。
4. 第4号中「引取りの方法」としては、質量により販売した液化石油ガスであって消費されない残ガス計量の方法等引取りの具体的方法及び引取りの決済条件を記載させる。
5. 第5号、第6号、第8号及び第9号については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)の運用及び解釈の基準について」(平成9年3月19日付け平成09・03・17 資庁第1号)を参照されたい。
6. 第10号における保安機関のうち、供給開始時点検・調査を行う保安機関については、改正法の施行の際現に液化石油ガスを供給している一般消費者等に対して供給開始時点検・調査が行われることはないので、書面に記載する必要はない。なお、液化石油ガス販売事業者が保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付する必要がある。その際第10号に定める内容のみを交付することは差し支えない。

第14条 (貯蔵施設の技術上の基準) 関係

1. 第1号中、貯蔵施設の「明示」については、第三者からみて、当該貯蔵施設の範囲が客観的に明らかになる状態であればよく、例えば、コンクリート造りの建物の場合、さらにペイント等で境界を示す必要はない。建物がない場合には地上にペイントで線を引く等の措置を講ずるものとする。
また、「外部から見やすいように」とは、当該貯蔵施設の外部の何れの方向からもわかるようにすることをいい、例えば複数個の警戒標があればよい。
 2. 第2号は、原則として貯蔵施設が、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すべき旨の規定であり、貯蔵施設を新設する場合には、これらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保されるよう指導されたい。
- なお、距離の測定は水平距離によって行う。

第16条 (販売の方法の基準) 関係

1. 第2号中の「その旨」については、次のように行うものとする。
 - (1) 明示すべき事項は、「充てん期限平□一〇」(□は年、〇は月を示す。)とし、月については、次回の再検査を受けないで液化石油ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特充許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特充期限が短かい容器については、特充期限を充てん期限として明示する。

(2) 文字（数字を含む）の色は赤、（方法はスタンプ吹きつけでもよい。）その一つの大きさは縦横3cm以上を標準とし、2行以上にわたって記載してもよいこととする。

(3) 明示すべき位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

2. 第3号は、充てん容器の引渡しは一般消費者のもとに配達し、配管に接続してからすべき旨の規定であり、いわゆる予備容器を一般消費者等のもとにおくことを禁止するものである。ただし、いわゆるツイン方式を禁止するものではない。（この場合、手動の切換えは一般消費者等が行ってもよい。）

「屋外において移動して使用される消費設備」とは、屋台等をいう。なお、配管を使用しないで燃焼器を容器に直接接続する用法のものに対しては適用されないものとする。

3. 第4号の「消費設備の数」は、ガスメーターの数により、算定するものとする。

4. 第6号中「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には、計量器、転倒防止装置、工具、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

5. 第7号の「引火性若しくは発火性の物」には、例えば石油類を含み、薪炭類は含まない。

6. 第8号の「温度40度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じさせることとする。

7. 第11号については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成9年3月19日付け平成09・03・17 資庁第1号）を参照されたい。

8. 第12号は、いわゆるガス切れにより消費者の利便に支障を生じないようにすることを目的としており、ガス切れのないよう定期的に、あるいは消費者の要求があった日に可及的すみやかに液化石油ガスの引渡しをすべき旨を定めた規定である。しかし本号は液化石油ガスの引渡しを、契約の範囲内において遅滞なくすべき旨を規定したものであり、販売契約の締結自体を強制するものではないから、例えば、代金の不払い等の場合に新たな供給を停止することは、本号の禁止するところではない。

9. 第13号本文は、液化石油ガスの取引は、ガスメーターの設置による体積販売すなわち計量法に定める法定計量単位の立方メートル（又はこの補助計量単位）により販売しなければならないことを定めた規定であり、同号ただし書は、次の場合には質量販売すなわち、計量法に定める法定計量単位のキログラム（又はこの補助計量単位）により販売することができることを定めた規定である。

(1) 内容積が20リットル以下の容器により取引する場合。（20リットル以下の容器であれば複数の容器を配管に接続して引き渡す場合も含む。）

なお、10キログラム容器は、20リットル以下の容器に該当しない。

(2) 規則第16条第3号ただし書に規定する場合、すなわち、自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者（例えば、ホットドック屋）に販売する場合

(3) 規則第17条の規定により、通商産業大臣が配管に接続することなく充てん容器

を引き渡すことを認めた場合。

なお、ガスマーテーの設置により、必ず圧力損失が発生するので、燃焼器入口における圧力が規則第44条第1号トに定める基準に適合するよう指導されたい。

また、この規定で法定計量単位による取引が義務づけられることとなるので、すべての液化石油ガス販売事業者に対し、計量法第10条、第12条又は第13条の規定が適用されることとなる。

すなわち、計量法第10条により液化石油ガスを販売する場合には正確に計量するよう努めなければならないこととなる。

また、計量法第12条により10kg以下の液化石油ガスを販売する場合においては、一定の誤差(量目公差)を超えないように計量する義務が課せられることとなる。

また、容器に封を施す場合においては、計量法第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)が適用されることとなる。したがって、容器を封して販売するときは、計量法第13条により、充てん量等を表記しなければならない。

(4) 次の各号の一により、当該販売契約の締結日から1年以内に液化石油ガスの販売が行われなくなることが明らかであると登録者が認めた場合

- 一 販売契約締結日から1年以内にガス事業法によるガスの供給を受けることが、工事費払込済み証明書等又はその写しにより明らかであること。
- 二 都市計画法等により国、地方公共団体及びこれに準ずる者が土地を道路その他公共の用に供することに伴い、販売契約締結日から1年以内に当該土地の上に建設されている建物の明渡しの行われることが建物明渡契約書又はその写しにより明らかであること。
- 三 土地収用法に基づく明渡しの裁決により販売契約締結日から1年以内に明渡しが執行されることが、裁決書又はその写しにより明らかであること。

(5) 災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で液化石油ガスを消費する者に販売する場合

10. 削除

11. 第15号は、質量により販売した液化石油ガスであって消費されない残ガスの経済的意味の引取りを義務づける規定であり、液化石油ガス販売事業者が計画配達する場合も当然この規定が適用される。

「消費されないもの」とは、液状であるかガス状であるかを問わず消費されずに残っているものをいう。

「その他やむをえない事情」とは、例えば、一般消費者等が病気等により計量に立会えない事情にある場合等をいう。また、一般消費者等が不在がちであるとか、50kg容器に残ガスが大量に残っていて、その計量を行うのに非常に困難である等の理由で、一般消費者等との契約ないし書面の交付により、面前計量に代えて充てんした第一種製造事業者の事業所等において計量し、計った数量を証する付せんをそえて代金精算を行う場合も含む。

「その質量に応じた適正な価格で引き取ること。」とは、一般消費者等に対して継続的に販売している場合は、残ガスをその計った質量に応じて販売したときの価格で引

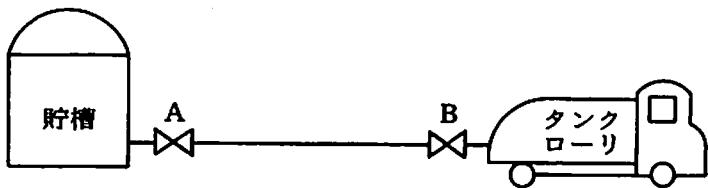
き取ることをいうが、一般消費者等に対して継続的に販売することをやめ、すでに販売したもののが取りのりのみを行う場合（例えば、一般消費者等が引越しをするような場合）は、販売したときの価格から若干下回り、取りに要する運搬費等を控除した価格で、引取ることとなつても差支えない。

12. 第16号及び第17号については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成9年3月19日付け平成09・03・17 資庁第1号）を参照されたい。

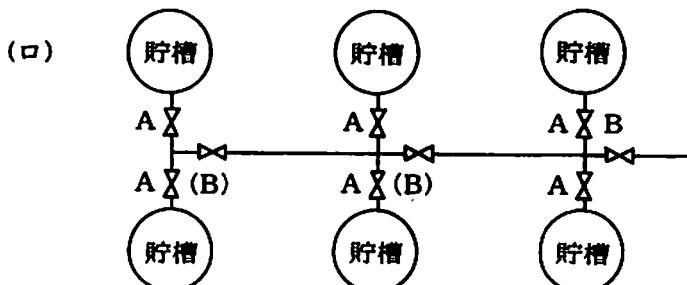
第18条（供給設備の技術上の基準）関係

1. 第1号ハ中「温度40度以下に保つこと」については、例えば直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じさせること。
2. 第2号ロ中「火気（当該貯蔵設備に附属する氣化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を取り扱う施設」とは、ボイラー、ストーブ等通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれない。
3. 第2号ニ中「さく、へい等」とは、さく、へいのほか、コンクリートブロック等で建てられたいわゆるポンペ小屋の壁を含む。
また、「設けること」とは、人がみだりに立入れないように設けることをいう。
4. 第3号ハ(2)中「貯槽の頂部」の「貯槽」とは、貯槽本体を指すものとし、マンホール、付属弁類等は含まれない。
5. 第3号ニ中「火気（当該貯蔵設備に附属する氣化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。）を取り扱う施設」とは、2.と同じとする。
6. 第3号ヘ中「外部から」とは、貯槽の付近からと解し、例えば、地下に埋設されたものについては標識を掲げればよいものとする。
7. 第3号カ中「安全な位置」とは、放出したガスが拡散して、当該ガスの爆発限界以下となる位置をいうものとする。
8. 第3号タは、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも2つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。
なお、このバルブの設け方を例示すると以下のとおりである。

(イ)



(ロ)



A : 貯槽の直近に設けたバルブ

B : 他の一つのバルブ

(B) : 必ずしも設けなくともよいバルブ

9. 第5号中「集合装置」とは、複数の容器又は貯槽内の液化石油ガスを1箇所に集合するための高圧ホース、ピグテール、集合管等一連の機器の集合体をいう（以下規則第18条第6号、第7号、第8号及び第10号において同じ。）。また、「使用上支障のある腐しよく、割れ等」には、当該部分からのガス漏れを含むものとする。

10. 第9号中「変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 硬質管の延長、交換又は縮小を伴う工事

(2) 硬質管と同一型式の専用継手付きガスマーター又は自動ガス遮断器の交換に係る工事以外の硬質管と器具等（調整器を除く。）との接続の工事

11. 第19号ロの基準は、通常気化装置は、貯蔵設備と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の間の高圧部に設置されるものとして2.6メガパスカル以上の耐圧性能を有する旨規定したものであるが、気化装置の機能と調整器の機能とを一体として兼ね備えた気化装置（例えば、省令補完基準第33気化装置における液状の液化石油ガスの流出防止措置③②第8図に示すような気化装置の場合）にあっては、高圧部の液化石油ガスの通る部分及び気化室本体の部分は2.6メガパスカル以上の耐圧試験に合格しなければならないが、調整器に係る部分を含めた気化室全体としては、調整器の中圧部分の耐圧試験圧力である0.8メガパスカル以上の耐圧試験に合格すればよいこととする。

12. 第19号ハは、液化石油ガスが気化装置の内部で漏えいした場合に当該気化装置内の火気が着火源となることを防止するための規定である。したがって、「直火で直接液化石油ガスを加熱する構造のもの」とは具体的には次の構造のものをいう。

(1) ガスバーナーの裸火又は赤熱金属部の放射熱等により液化石油ガスの充てんされた容器又は液化石油ガスの通る配管その他内圧部分を直接加熱する構造のもの

(2) 裸の電熱線が、液化石油ガスの充てんされた容器又は液化石油ガスの通る配管そ

の他内圧部分に直接接触するもの又は間接に放射熱等により加熱する構造のものであって、伝熱金属部（裸の電熱線を含む。）の表面温度が液化石油ガスの着火温度（440°C）以上となるもの

13. 第19号ホ中「寒冷地」とは、当分の間平成9年通商産業省告示第142号「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件」に定められている地域として運用する。

14. 第23号は、一般消費者等のもとに供給管若しくは集合装置又は調整器に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で第16条第5号と同じ趣旨のものである。

「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、取り外す容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器ではないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、容器の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

なお、本号は、充てん容器により体積による販売が行われている場合の規定であることから、バルク容器若しくはバルク貯槽又は質量による販売により液化石油ガスの供給が行われている場合の規定については、それぞれ、第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係の2. 又は第44条（消費設備の技術上の基準）関係の8. を参照されたい。

第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係

1. 第3号ホ(1)中「バルク貯槽の頂部」とは、バルク貯槽のうち、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証該当部分の頂部を指すものとし、プロテクター、安全弁の放出管等は含まれない。

2. 第7号において準用する前条第23号の規定については、一般消費者等のもとに供給管若しくは集合装置又は調整器に接続されていないバルク容器又はバルク貯槽が存在しないようにするための規定で第16条第5号と同じ趣旨のものである。

この場合における「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、充てん容器により体積による販売が行われている場合と同様に、取り外すバルク容器又はバルク貯槽が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給したバルク容器又はバルク貯槽でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、バルク容器又はバルク貯槽の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

第21条（特定供給設備）関係

「これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管、液自動切替装置及び対震自動ガス遮断器等をいう。

第22条（業務主任者の選任等）関係

1. 第1項中「一般消費者等の数」とは、供給設備により供給している場合にあっては、ガスマーター1個につき1として算定するものとする。

2. 一般消費者等の数が1,000未満の場合において2人以上を選任し、届け出てもよい。

3. 2人以上選任される場合は、責任の所在を明らかにするため、販売区域等に応じて監督の範囲を明らかにして届出させることができる。

4. 第2項第1号中「60分以内に到達できる範囲」とは、通常において自動車等を利用して到達可能な範囲をいう。

第24条(業務主任者の職務)関係

1. 第7号中「法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認」には、保安機関から保安業務を実施したことにつき報告された内容を確認し、技術上の基準に適合しないと認められるものについては、所要の措置を講ずることまでが含まれる。

第25条(業務主任者の代理者)関係

1. 1人の業務主任者に対し2人以上の業務主任者の代理者を選任する場合は、その職務の代行の順序を明らかにさせること。

2. 第3項中「講習の課程を修了し」とは、講習を受講することのほか、その課程に含まれている試験に合格することを含む。

第27条(周知の内容)関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事 項	例
使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項	(1) 使用している燃焼器が液化石油ガス用のものであること。 (2) 燃焼器と液化石油ガスとが適応している場合又は適応していない場合の炎の状況を図示すること。
消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項	(1) 消費設備とは、メーターが取付けてある場合にはメーターの出口から燃焼器に至るまでの設備をいうこと。また、メーターが取付けてない場合には、容器から燃焼器に至るまでの設備をいうことを明確にすること。 (2) 消費設備の管理及び点検責任は消費者等にあること。 (3) 燃焼器以外の消費設備にあっては、配管等、とくにゴム管にひび割れ等が発生していないか否かを時々点検確認すること。 (4) コンロ、ストーブ等の変更に当たっては、ゴム管はできるだけ深く硬質管にさしこみ、さしこみ部分はホースバンドでとめること。ゴム管の取替えも同様のこと。 (5) 燃焼器の掃除に当たっては、ネジ等を取りはずす必要があるもの、例えば風呂がま、瞬間湯沸器等にあっては、消費者等が自ら掃除をしないこと。 (6) その他の燃焼器、例えばガスコンロにあっては、器具用掃除器を用いること。 (7) ゴム管からのガス漏れの点検の方法としては、筆に石けん液をふくませ塗ってみて、あわが出るかどうかで点検し、また、ゴム管は早目に取替えること。 (8) 着火時には着火を確認すること。 (9) 煮たきの際は、立消えするおそれがあるから、なるべくその場を離れないようにし、立消えが起らないよう十分注意すること。 (10) 小型容器は、転倒を防止する措置を講じた上で使用するとともに、保管する場合は、通風のよい場所においてすること。 (11) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状

燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項 ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項	<p>態に至った場合に当該湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものであっても、当該湯沸器が自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合には再点火してはならないこと。</p> <p>(12) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に関して次の事項を確認及び注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警報器が適切な位置に設置されていることを確認すること。 ② 警報器の電源プラグを常時コンセントに差し込むこと。 ③ 警報器の周りに物を置かないこと。 ④ 警報器が交換期限内のものであることを確認すること。 <p>(1) 燃焼器の設置場所には可燃物を置かないこと。</p> <p>(2) 風呂がま及び大型湯沸器の設置場所には、給気口及び排気設備を設けること。</p> <p>(3) 燃焼器を使用中は時々窓を開けて換気し、小型燃焼器具でも長時間は使用しないこと。</p> <p>(1) 風呂がま及び大型湯沸器等固定式燃焼器の変更及び修理工事は、消費者等が自ら行わないこと。</p> <p>(2) 消費設備を変更したときは、その内容を液化石油ガス販売事業者に連絡すること。</p> <p>(3) 業務用施設にあっては、配管系統の変更等設備の大幅な変更は販売事業者と十分連絡をとりながら実施すること。</p> <p>(1) ガス漏れを感知した場合は、次の手順で対処すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① タバコの火等現に使用中の火気を消火すること。 ② 電気のスイッチを入れる等発火の原因となる行為をしないこと。 ③ 窓を開けること。 ④ 元栓が開栓している場合は閉栓すること。 ⑤ 液化石油ガス販売事業者又は保安機関にガス漏れのおそれがある旨連絡し、点検を受けるまでは、ガスを使用しないようにすること。 ⑥ 業務用施設にあっては、直ちに客等を安全な場所へ誘導し、避難させること。 <p>(2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、直ちにバルブを閉じること。</p> <p>(3) 風水害時にはポンベが転倒又は流出しないような措置を講ずること。</p> <p>(4) 保安機関又は液化石油ガス販売事業者に緊急連絡する場合には、連絡者の住所、氏名及びガス漏れの箇所等災害の発生のおそれがある事実を通報すること。</p> <p>(1) 三又（消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2) 就寝前及び留守時には、器具栓及び元栓を閉じること。</p> <p>(3) マッチにて点火する場合には、点火後器具栓を開くこと。</p> <p>(4) 大規模料理飲食店等施設の管理者は、LPガス保安連絡担当者を</p>
---	---

通じ従業員に周知事項を徹底させること。

2. 周知すべき事項を記載する書面には、ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置等の普及促進のためのPR、リース制度の紹介等消費設備の事故防止対策に係る事項を記載する欄を設けるように指導されたい。

第28条(委託契約に係る記載事項) 関係

第3号中「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- (1) 供給設備について災害が発生するおそれのある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあっては当該一般消費者等）をいう。
- (2) 消費設備について災害が発生するおそれのある場合には、消費設備の種類その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等）をいう。

第29条(保安業務区分) 関係

1. 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」及び「定期消費設備調査」の3区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。なお、この3区分のいずれかについて認定を受けた保安機関の事業所は、その認定を受けたそれぞれの区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を行おうとするときは、「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。
2. 「緊急時連絡」の認定を受けた保安機関が行う業務は、一般消費者等から災害の発生の事実又は災害の発生のおそれがあることを通知された場合又は自ら一般消費者等の液化石油ガスの異常な消費量等を知った場合に、一般消費者等に対し適切な助言又は指示をすること、助言又は指示が適切に行えない場合に保安機関側からガスを遮断すること、必要に応じ「緊急時対応」を行うべき保安機関に連絡すること等（いずれの場合にも自ら出動することを要しない。）をいう。
3. 「緊急時対応」を行うことにつき法第29条第1項の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が法第29条第3項の規定により申請した一般消費者等の数より少ない場合、当該事業所は、同項の規定により申請した一般消費者等の数までは、新たに法第29条第1項の認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

第30条(認定の申請) 関係

1. 様式第12中「認定番号」とは、次のとおりとする。
 - (1) 認定番号は9桁とし、1桁目及び2桁目は、別表第1に対応する番号とする。
 - (2) 3桁目は、「A」とする。ただし、認定業務を支庁等の長に行わせている場合など、必要に応じて「A」以外のアルファベットを用いることを妨げない。
 - (3) 4桁目から7桁目までは、保安機関ごとに付す番号とし、2以上の保安機関に対して同一の番号を付すことがないようにする。
 - (4) 8桁目及び9桁目は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号と

する。

(5) 任意に10桁目以降を定めることは妨げない。

2. 第2項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定について」(平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号)を参照されたい。

第32条(保安機関の損害賠償措置)関係

1. 第1号中「保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について生じた損害」とは、保安機関により当該保安業務が適正に行われたか否かにかかわらず、供給設備の点検、消費設備の調査又は緊急時における対応を行った設備に係る災害によって生じた損害をいう。

2. 本条の保険契約において、保険の契約者は必ずしも法第29条第1項の認定の申請者自身でなくてもよい。すなわち、申請者Aのために、他の者BがAを被保険者とする損害賠償責任保険契約を保険会社Cと締結し、保険料はBが支払うものでもよいが、Aが保安業務により他人に被害を与える、その賠償を行わなければならない場合の支払について、規則32条各号以外の条件が付されていないものでなければならぬ。(例えば、AがBから受託した保安業務による災害の場合にのみ、支払われるような条件が付されていてはならない。)

第36条(供給設備の点検の方法)関係

1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。

液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第18条第9号の規定により気密試験を実施し合格した供給設備により直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。

「充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上)」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。

第37条(消費設備の調査の方法)関係

1. 第1号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。

2. 液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第44条第1号ホの規定により気密試験を実施し合格した消費設備に対し直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略することができるものとする。

3. 保安機関は、小型容器について調査を行う際、併せてその保管状況を確認し、適切な保管方法を指導すること。

4. 規則第16条第3号ただし書により一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する場合は、最初の容器引渡しの際に使用上の注意事項を記載した書面を手交するとともに、法令により4年に1回以上(経過措置期間にあっては、2年又は3年に1回以上)消費設備について調査することとなっている関係上、前記書面には期限内に販売所(保安機関で対応する場合にあっては保安機関)に当該消費設備を持込まれたい旨を記載して交付するよう指導されたい。

第38条（周知の方法）関係

1. 「配布」については、「手交」することを要求するものではないが、本条は災害の発生の防止のために必要な事項を周知させることとしたものであるので、できるだけ消費者等に直接「手交」するよう指導されたい。
2. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず供給開始前に行うよう徹底されたい。
3. 周知すべき事項を記載した書面は、業務用施設における消費者に対するものと、その他一般消費者に対するものとを区分して作成するよう指導されたい。
なお、料理飲食店、旅館、ホテル等の施設（以下「料理飲食店等施設」という。）であって、小型容器（内容積が20リットル未満のもの）の最大保有数量が5本以上であるものに対しては、小型容器の使用上の注意事項、保管方法等を記載した書面を併せて交付し、周知させることとする。
4. 周知事項及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び販売事業者を指導されたい。
 - ① 保安機関は販売事業者と連携し、「1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスマーテーを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設（以下「大規模料理飲食店等施設」という。）の管理者に対し、当該管理者が販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任し、当該担当者を通じ周知事項を従業員に徹底するよう要請するとともに当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。

なお、保安機関は、大規模料理飲食店等施設以外の業務用施設の管理者に対しても、周知事項を従業員に徹底するよう要請する。

- ② 保安機関又は販売事業者は、大規模料理飲食店等施設における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これをLPガス保安連絡担当者に手交し、大規模料理飲食店等施設の安全管理の徹底を図るよう要請する。

第39条（保安業務規程）関係

保安業務規程で定めるべき事項については、「保安機関の認定について」（平成9年4月1日付け平成09・03・31立第78号）を参照されたい。

第44条（消費設備の技術上の基準）関係

1. 第1号イ中「腐しよく、割れ等」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係の9.と同じとする。
2. 第1号ホ中「変更（硬質管以外の管を除く。）の工事」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係の10.と同じとする。
3. 第1号ヌ中「電源により操作される気化装置」とは、電源による加熱装置、温水循環装置、制御装置のいずれかを有するものをいう。

「手動復帰式自動ガス遮断器」とは、LPガスの圧力が一定以下に下がった場合に自動的にガス通路が遮断され、かつ、一旦ガス通路が遮断された後は、手動操作によらなければ、ガス通路の遮断が解かれないものをいう。

「その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置」とは停電と同時に自動的に作動するものであって、ピーク時の一般消費者等のガス消費

量の1時間分以上のガス供給能力を有するものをいう。

4. 第1号ワについては、法第41条又は法第63条の規定により表示が付されていないものは燃焼状況をみて、とくに異常がなければ適応しているものとし、異常がある場合は、個々に調べて判定する。

5. 第1号ヨ中「屋内」とは、屋根、柱及び壁（窓を含む。以下同じ。）によって囲まれている空間をいい、屋根、柱及び壁で一部が囲まれている等自然換気が十分行われているような空間（ベランダ、共同住宅のチャンバー室等）は、ここでいう屋内には該当しない。以下ネにおいて同じ。

また、第1号ヨ(1)中「ガス湯沸器」とは、給湯機能を有するものを総称していい、瞬間式、貯湯式の別、その他型式等は問わない。

6. 第1号ネ(3)中「先端」とは、給排気部の開口部をいい、「屋外に出ていること」とは開口部のすべてが壁の外面より突出し、かつ、その開口部の周囲が障害物によって遮へいされないことをいう。

7. 第2号イ(2)中「変更（硬質管以外の管を除く。）の工事」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係の10.と同じとする。

8. 第2号イ(4)は、一般消費者等のもとに配管又は調整器に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で、第16条第5号と同じ趣旨のものであり、質量による販売により液化石油ガスの供給が行われている場合について規定したものである。

「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、取り外す容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、容器の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

第45条（保安確保機器の種類）関係

第2号中「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、ガス漏れ警報連動遮断情報、低圧部微少漏えい警報情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれる。

第46条（保安確保機器の設置及び管理の方法）関係

1. 第3号中「常時当該機器を監視する者」は、機器のオペレーターであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員である。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関として「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要がある。この場合、監視する者は前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えない。

2. 第5号中「運営管理規程」に記載すべき事項については、別添の記載例を参照されたい。

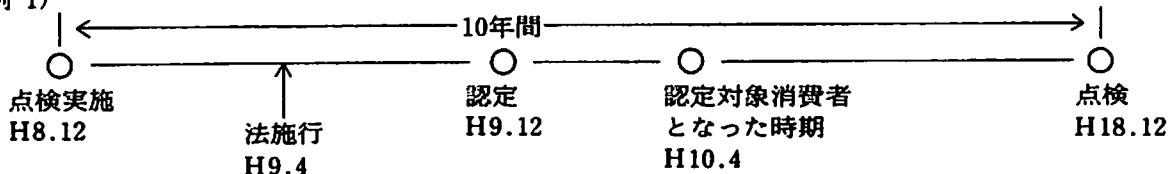
3. 第6号の規定は、保安確保機器の設置及び管理の方法の一部を規定したものであ

り、当該規定の適用の範囲は認定対象消費者となる。

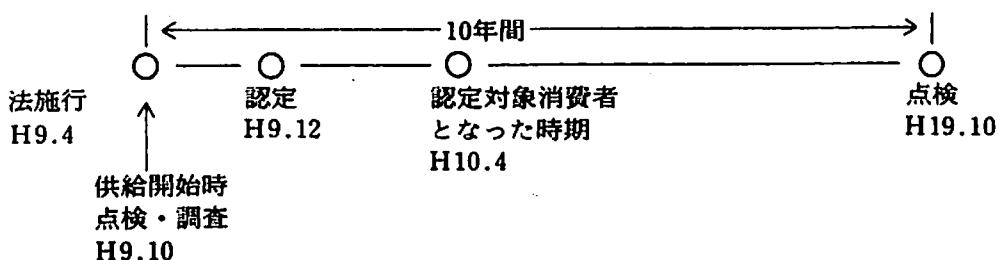
第50条(保安業務の方法等の特例) 関係

1. 本条における保安業務の特例が受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、認定を受けた者の一般消費者等のうち、規則第45条第1号から第3号までに定める機器が、規則第46条に定める方法で設置されていないものは、特例の対象とはならない。
2. 第2号中「認定を受けた際に液化石油ガスの供給を受けている者における認定後の第1回の点検は、前回の点検から10年までの間に行うものとする。」とは、例示すれば以下のとおりである。

例 1)



例 2)



第51条(貯蔵施設等の許可申請) 関係

第2項の貯蔵施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む。)を示す図面については、貯蔵施設にあっては、通常販売所全体の平面図を用い、火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び店舗との位置関係等を明記させたもの、特定供給設備にあっては、火気を取り扱う施設との距離及び当該特定供給設備から液化石油ガスの供給を受ける施設との位置関係等を明記させたものとする。

構造を示す図面については、通常貯蔵施設又は特定供給設備の平面図及び立面図を用いたものであり、例えばさく、へい、障壁、扉及び屋根の構造(材質を含む。)等を添付したものと意味し、特定供給設備にあっては、規則第21条の設備の仕様等も含まれる。

付近の状況を示す図面とは、最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの並びに第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記させたものとする。

第53条(特定供給設備の技術上の基準) 関係

1. 第1号イは、原則として貯蔵設備が第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離を有するべき旨の規定であり、貯蔵設備を新設する場合はこれらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるよう指導されたい。

なお、距離の測定は水平距離によって行う。

2. 第1号ハ中「火気(当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにお

いて同じ。)を取り扱う施設」とは、第18条(供給設備の技術上の基準)関係2.に同じとする。

3. 第1号ホ中「さく、へい等」とは、第18条(供給設備の技術上の基準)関係3.に同じとする。

4. 第2号イは、原則として貯槽が第1種保安物件に対し、16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離を有するべき旨の規定であり、貯槽を新設する場合はこれらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるよう指導されたい。

なお、距離の測定は水平距離によって行う。

5. 第2号ニ(2)中「貯槽の頂部」の「貯槽」とは、第18条(供給設備の技術上の基準)関係4.に同じとする。

6. 第2号ホ中「火気(当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ホにおいて同じ。)を取り扱う施設」とは、2.と同じとする。

7. 第2号ヘ中「貯槽(貯蔵能力が3000kg以上のものに限る。)」とは、一つの貯槽の貯蔵能力をいう。また、「最大直径」とは、各々の貯槽において取りうる直径の最大のものをいう。なお、その直径は枕型貯槽にあっては、軸方向に直角に切った断面の最大直径をいう。

8. 第2号チ中「外部から」とは、第18条(供給設備の技術上の基準)関係6.に同じとする。

9. 第2号タ中「安全な位置」とは、第18条(供給設備の技術上の基準)関係7.に同じとする。

10. 第2号ソは、第18条(供給設備の技術上の基準)関係8.に同じとする。

11. 第2号ヰ中「支持構造物」とは、レグ、ラグ、サドル、支柱、プレース、ベースプレート、基礎ボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

第54条(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)関係

第1号(第53条第1号イ)及び第2号ロは、原則としてバルク容器及びバルク貯槽が、第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離を有すべき旨の規定であり、バルク容器及びバルク貯槽を新設する場合は、これらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるよう指導されたい。

なお、距離の測定は水平距離によって行う。

第56条(貯蔵施設等の変更の許可申請)関係

第2項中「位置(他の施設との関係位置を含む。)、構造及び付近の状況を示す図面」とあるのは、第51条(貯蔵施設等の許可申請)関係と同じとする。

第63条(充てん設備の許可申請)関係

1. 第1項中「充てん設備の使用の本拠」とは、車庫をいい、車庫がない場合には、当該充てん設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

2. 第2項において、第1号の書類は、充てん設備の図面及び規則第64条の技術上の基準についての適合状況を記した書類(仕様書、図面等を含む。)とし、第2号の図面は、車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの及び最寄りの鉄道

の駅等からの道順がわかるものに第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記させたものとする。

第66条(軽微な変更)関係

第1号中「(同型式のものに限る。)」とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、規則第65条の許可を申請する必要がある。また、第2号中「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第64条の技術上の基準に係るもの以外であることはいうまでもなく、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。

第72条(液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準)関係

第2号口及び第3号ハ中「充てん設備(充てん口を含む。)の外面から……距離があること」とは、規則第19条第3号口ただし書の構造壁等又は規則第54条第2号口(2)の障壁が設置してある場合には、当該構造壁又は障壁による迂回水平距離が、それぞれに定めた保安物件までの距離を満たしていればよい。

第86条(施設又は建築物の指定)関係

第5号中「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に3世帯以上入居する構造のものをいい、床面積の広さ及び資材が木造であるか、鉄筋又は鉄骨であるかは問わない。

第108条(液化石油ガス設備工事の作業)関係

1. 第2号の硬質管相互を接続する作業には金属管と金属フレキシブルホースを接続する作業を、硬質管を取り外す作業には金属管又は金属フレキシブルホースを取り外す作業を、硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業には金属管又は金属フレキシブルホースの取り外しのために金属管又は金属フレキシブルホースを切断する作業を含むものとする。
2. 硬質管とガス栓の接続に係る工事はガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との接続工事も硬質管の接続に係る一体の工事として含まれ、硬質管とガス栓の取り外しに係る工事はガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との取り外しに係る工事も硬質管の取り外しに係る一体の工事として含まれる。
3. 液化石油ガスの供給契約が解除され、第18条、第19条又は第44条に規定する技術上の基準に則り適切に充てん容器等が撤去されている場合には、残存する調整器、ガスマーティー、配管、ガス栓等は液化石油ガスの供給設備及び消費設備には該当しないものとする。

従って、これらの配管等の取り外しや切断に係る行為については、液化石油ガス設備士以外の者が行うことを妨げない。ただし、契約解除により充てん容器等を撤去してから十分な時間が経過していない時点では配管等に液化石油ガスが残留しているため、災害防止の観点から、その取り外しや切断を行う者は十分な注意を払う必要がある。また、当該配管等については、通常液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の所有物であることから、当該配管等の取り外しや切断にあたっては、その取り外しや切断を行う者は民法その他の法令に抵触しないか留意する必要がある。

なお、住宅の建て替え等により、液化石油ガスの供給を一時的に休止する場合に、法令に基づく技術上の基準に則り適切に容器等が撤去されている場合には、上記の取

扱に準ずるものとして、液化石油ガス設備士以外の者が行うことを妨げない。

第109条 (液化石油ガス設備士の講習) 関係

液化石油ガス設備士のいわゆる再講習は、液化石油ガス設備士免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に第1回の講習を受ける必要があるが、この講習は、三年の期間の満了前に実施する高圧ガス保安協会の講習を意味する。また、再々講習は、再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内の期間満了前直近以前の講習をいい、その後の講習も同様とする。

第112条 (事業の開始の届出) 関係

事業開始の届書には、次の事項を記載した書面を添付させるよう指導されたい。

- (1) 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号
- (2) 自記圧力計の数

なお、(1)及び(2)の事項につき変更があった場合には、変更届を提出するよう併せて指導されたい。

第113条 (届出事項) 関係

「配管図面の保存の場所」とは、例えば、○○設備工事店の事務所の戸棚又はロッカー等と具体的に記載すること。

「分類の方法」とは、記録については、例えば、カードに記載して液化石油ガス設備工事をした消費者名をアイウエオ順に分類して保存するとか、配管図面については、施工工事の日付順にかつ記録と対応してアイウエオ順に分類整理する等の方法を具体的に記載すること。

第115条 (施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事) 関係

1. 第1号中「2以上の消費設備」とは、1つの供給設備から2以上の消費世帯（消費世帯の数はガスマーテーの数により数える。）に供給する場合をいう。

2. 第2号中「配管の長さが屋内において4メートル以上」とは、1の消費世帯の場合にあって下図1のような消費設備の設置状況の場合1ヶ所でも4m以上（立ち上がり部を含む。）であれば、当該すべての消費設備の設置又は変更工事が表示及び記録すべき特定液化石油ガス設備工事に該当する。

また、下図2の場合において、各部屋とも4m未満で、その合計が4mを超えた場合であっても、当該設備工事に該当しない。

図1 設備工事に該当する場合

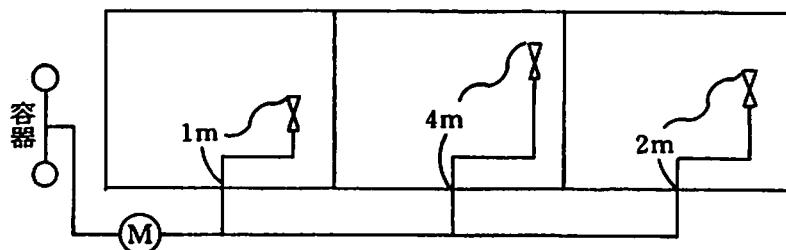
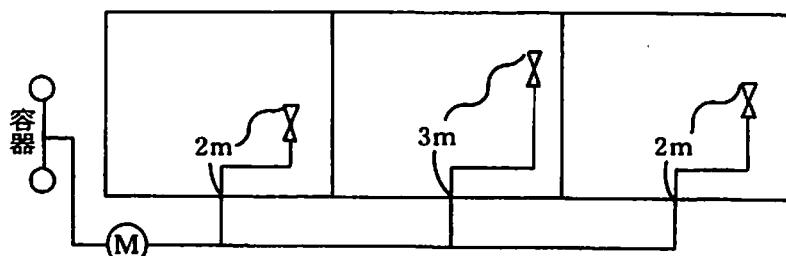


図2 設備工事に該当しない場合



第116条（表示の方法）関係

「容易に離脱しない方法」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障壁等平面な箇所に取り付ける場合にあっては、釘打ち又はハンダ付け等で固定することをいい、供給管又は配管に取り付ける場合にあっては針金等で固定して取り付けることをいう。
- (2) シール等により表示を行う場合にあっては、貼付場所が円滑であり、当該シールの密着性を確保できることをいう。

第117条（表示すべき事項）関係

第3号中「連絡先」とは、住所及び電話番号をいう。

第118条（記録すべき事項）関係

第2号中「特定液化石油ガス設備工事の内容」には、配管等の材料並びに腐食及び損傷を防止する措置を含む。なお、これらの事項は、配管図面上に記号等を用いて記載しても差し支えない。

第119条（記録及び配管図面の保存の方法）関係

記録する用紙は、カード等を用い、また配管図面にあっては、施工工事の日付順にファイルする等関係者等からの閲覧又は謄写の申出に応じられるような体制を整えるよう関係業界を指導されたい。

第131条（帳簿）関係

1. 第1項表第1の項下欄中「充てん容器の種類」とは貯蔵能力又は内容積別をいい、「販売開始の年月日」とは液化石油ガス販売契約の締結の日をいう。
2. 第1項表第5の項及び第6の項に記載される点検及び調査の結果、講じた措置の内

容又は異常の内容若しくはそれに対して講じた措置については、その内容を明らかにするため、貯蔵設備から消費者における燃焼器又は燃焼器のない場合には末端ガス栓までの配置図又は供給管及び配管等の状況を記載するものとする。

3. 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあっては別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載させておくことにより、必要な場合直ちに取り出せるような体制をとらせておくこと。
4. また、本条の帳簿の体裁は、カード、伝票式のものでもよい。

第132条(報告)関係

1. 液化石油ガス販売事業者の報告事項中「販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況」については、販売所ごとの一般消費者等の数を記載させること。
2. 液化石油ガス販売事業の報告にあっては様式1、保安業務の報告にあっては様式2により行うものとする。
3. 充てん事業者の報告事項中「一般消費者等の数」及び「充てん作業者の数」については、使用の本拠ごとに記載させること。

通 達

様式 1

年 月 日

通達
(規則関係)

液化石油ガス販売事業報告

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

保安業務区分	保安業務の委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査			戸
2. 容器交換時等供給設備点検			戸
3. 定期供給設備点検			戸
4. 定期消費設備調査			戸
5. 周知			戸
6. 緊急時対応			戸
7. 緊急時連絡			戸

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2

年 月 日

通達
(規則関係)

保安業務実施状況報告

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 印

認定番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸 <u>(内再調査 戸)</u>
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸 <u>(内再調査 戸)</u>
5. 周知	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

3 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第133条(事故届)関係

本条の規定は、高圧ガス保安法第63条の規定に準じ設置したものである。なお、当該届出が必要となる場合とは、点検・調査を実施中に事故が発生したとき、又は緊急時対応を行うべき場合において災害が発生した場合等、保安機関が災害の発生に立ち会っていた場合をいう。

第140条、第141条、第142条(通商産業大臣に対する都道府県知事の報告)関係

本規定により、令第13条第7項の規定に基づく通商産業大臣への報告は、当該都道府県の区域を管轄する通商産業局長に対して行うこととなる。当該報告を受けた通商産業局長は、すみやかに通商産業大臣に報告するものとする。

なお、令第14条第6項、第7項、第8項及び第9項の規定に基づき通商産業局長が通商産業大臣の登録した販売事業所への立入検査等を実施した場合については、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第1

通商産業省、通商産業局又は都道府県	番号
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25
京都府	26

通 達

通達（規則関係）

大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47
通商産業省	50
東北通商産業局	51
関東通商産業局	52
中部通商産業局	53
近畿通商産業局	54
中国通商産業局	55
四国通商産業局	56
九州通商産業局	57

別表第2

認定をした保安業務区分	記号
1	AA
2	AB
3	AC
4	AD
5	AE
6	AF
7	AG
1 2	BA
1 3	BB
1 4	BC
1 5	BD

通 達

通達（規則関係）

1	6		B E			
1	7		B F			
2	3		C A			
2	4		C B			
2	5		C C			
2	6		C D			
2	7		C E			
3	4		D A			
3	5		D B			
3	6		D C			
3	7		D D			
4	5		E A			
4	6		E B			
4	7		E C			
5	6		F A			
5	7		F B			
6	7		G A			
-----			-----			
1	2	3	H A			
1	2	4	H B			
1	2	5	H C			
1	2	6	H D			
1	2	7	H E			
1	3	4	H F			
1	3	5	H G			
1	3	6	H H			
1	3	7	H I			
1	4	5	H J			
1	4	6	H K			
1	4	7	H L			
1	5	6	H M			
1	5	7	H N			
1	6	7	H O			
2	3	4	I A			
2	3	5	I B			
2	3	6	I C			
2	3	7	I D			
2	4	5	I E			
2	4	6	I F			
2	4	7	I G			
2	5	6	I H			
2	5	7	I I			
2	6	7	I J			
3	4	5	J A			
3	4	6	J B			

通 達

通達
(規則関係)

3	4	7		J C
3	5	6		J D
3	5	7		J E
3	6	7		J F
4	5	6		K A
4	5	7		K B
4	6	7		K C
5	6	7		L A

1	2	3	4	M A
1	2	3	5	M B
1	2	3	6	M C
1	2	3	7	M D
1	2	4	5	M E
1	2	4	6	M F
1	2	4	7	M G
1	2	5	6	M H
1	2	5	7	M I
1	2	6	7	M J
1	3	4	5	M K
1	3	4	6	M L
1	3	4	7	M M
1	3	5	6	M N
1	3	5	7	M O
1	3	6	7	M P
1	4	5	6	M Q
1	4	5	7	M R
1	4	6	7	M S
1	5	6	7	M T
2	3	4	5	N A
2	3	4	6	N B
2	3	4	7	N C
2	3	5	6	N D
2	3	5	7	N E
2	3	6	7	N F
2	4	5	6	N G
2	4	5	7	N H
2	4	6	7	N I
2	5	6	7	N J
3	4	5	6	O A
3	4	5	7	O B
3	4	6	7	O C
3	5	6	7	O D
4	5	6	7	P A

通 達

通達（規則関係）

1 2 3 4 5	Q A
1 2 3 4 6	Q B
1 2 3 4 7	Q C
1 2 3 5 6	Q D
1 2 3 5 7	Q E
1 2 3 6 7	Q F
1 2 4 5 6	Q G
1 2 4 5 7	Q H
1 2 4 6 7	Q I
1 2 5 6 7	Q J
1 3 4 5 6	Q K
1 3 4 5 7	Q L
1 3 4 6 7	Q M
1 3 5 6 7	Q N
1 4 5 6 7	Q O
2 3 4 5 6	R A
2 3 4 5 7	R B
2 3 4 6 7	R C
2 3 5 6 7	R D
2 4 5 6 7	R E
3 4 5 6 7	S A
1 2 3 4 5 6	T A
1 2 3 4 5 7	T B
1 2 3 4 6 7	T C
1 2 3 5 6 7	T D
1 2 4 5 6 7	T E
1 3 4 5 6 7	T F
2 3 4 5 6 7	U A
1 2 3 4 5 6 7	V A

(備考)

認定をした保安業務区分の欄における数字は、それぞれ次の保安業務区分を表す。

- 1 供給開始時点検・調査
- 2 容器交換時等供給設備点検
- 3 定期供給設備点検
- 4 定期消費設備調査
- 5 周知
- 6 緊急時対応
- 7 緊急時連絡

昭和54年通商産業省令第26号附則(以下「附則」という。)第2項、第3項(経過措置)関係

1. 第2項中「(改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第7条の2第10号に規定する供給用貯蔵設備である既設特定供給設備については、新規則第6条の2第1号ハの規定を除く。)」とあるのは、すでに旧規則の供給用貯蔵設備である既設特定供給設備については、旧規則第7条の2第12号において新規則第6条の2第1号ハと同一の規制がなされているため、特に経過措置を設ける必要はなく、新たに新規則第6条の2第1号ハの規制の対象となる旧規則第20条第6号に規定する消費用貯蔵設備である既設特定供給設備についてのみ経過措置を設けるために規定したものである。
2. 特定供給設備については、第2項及び第3項により経過措置が定められているが、昭和54年6月29日までに行われる改正法附則第3条第2項による届出の際にこれらの項に掲げる基準に適合していないものは、猶予期間中に法第8条第1項の変更許可を受けて上記基準に適合させる必要があるため、届出の際それぞれ基準に適合しているよう措置すべき旨液化石油ガス販売事業者に対して指導されたい。
なお、届出により許可を受けたとみなされる特定供給設備については法第12条の使用前検査を受けさせる必要はない。
3. 第3項第2号中の第1種保安距離については、旧規則の「消費用貯蔵設備」として学校、病院等第1種保安物件内に設けられている新規則の特定供給設備であっても、今後は次のように取扱うこととする。
 - (1) 障壁を設けることにより要求される保安距離が0メートルとなる特定供給設備については、障壁を設けた場合のみ引き続き設置を認めることとする。
 - (2) 障壁を設けても要求される保安距離が0mを超える設備については、貯蔵能力の減少により(1)に適合するよう措置しない限り、廃止しなければならないものとする。

昭和54年通商産業省令第26号附則第7項(経過措置)関係

本項は昭和53年4月18日現在設置されている既設供給設備であって新規則施行前に旧規則第7条の2第31号に基づく水柱550mm以上の圧力による気密試験に合格したもの以外のものについては、遅滞なく上記気密試験を実施し合格させる必要がある旨規定したものであり、他方、上記既存供給設備に係る既存消費設備については、特に附則により上記気密試験の実施に関する規定がなされていないが、液化石油ガス設備として供給設備と消費設備とは一体不可分なものであるので、総点検に際しては、既設供給設備の気密試験を実施するときは、既設消費設備についても必ず実施するよう強く指導されたい。

昭和56年通商産業省令第68号附則関係

第2項中「耐震上軽微な変更の工事」とは、次のいずれかに該当すると認められるものをいうが、明確に該当すると認められるもの以外は当分の間本省に照会されたい。

- (1) 耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事 ((2)に掲げるものを除く。)
- (2) 耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替え工事であつ

- て、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの
- (3) 配管、バルブ等当該耐震設計構造物の附属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの
- (4) 保安上又は公害防止上の必要性から特定供給設備を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの

平成 9 年通商産業省令第 11 号附則第 5 条関係

附則第 5 条第 1 号中「イ及びハに定めるものを設置する場合」とは、告示に定めるガスメーターと対震自動ガス遮断器と共に設置する場合をいい、双方を同時に設置する場合のほか、既にイの基準に適合するガスメーターを設置しており対震自動ガス遮断器を後から設置する場合及び器具省令の基準に適合する対震自動ガス遮断器を内蔵したガスメーターを設置する場合も含む。

附 則 [平成 9 年 11 月 20 日 平成 09・09・29 立局第 3 号]

この通達の施行の際現に設置されている貯蔵施設又は高圧ガス保安法の容器置場については、第 11 条関係の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

別添

運営管理規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

- 一 S型マイコンメーター（SB型マイコンメーター）
- 二 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置（ただし、○○戸以上の集合住宅に設置するものとする。）
- 三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- 四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（I類又はII類）
- 五 調整器（I類又はII類）
- 六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（I類又はII類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであって次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：

所 在 地：

電話番号：

（特定保安情報の種類）

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 合計・増加流量遮断
- 二 繼続使用時間超過
- 三 微少漏えい警告
- 四 圧力監視異常（調整圧力、閉そく圧力）
- 五 感震遮断
- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 集中監視センターからのガスマーテーの遮断

（監視する者の業務内容）

第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置

を講ずること。

- 二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。
- 三 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- 四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- 五 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要事項を記載すること。

（監視員の配置場所及びその体制）

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

- 2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、○○人での交代制とする。

（保安確保機器の設置の計画）

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換をする一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、○月から△月までの間に適宜交換を行うものとする。

（附則）

この運営管理規程は平成 年 月 日から施行する。